

## 琉球大学における評価活動について

### 1. 大学概要

琉球大学は、第二次世界大戦によって灰燼に帰した首里城の跡地に、英語学部、教育学部、社会科学部、理学部、農学部及び応用学芸学部の6学部からなる大学として、昭和25年5月に発足した。現在、沖縄県中頭郡西原町に2つのキャンパスを構え、延べ145haの敷地に6学部、7研究科、1専攻科に加え、全国共同利用施設1施設、6つの学内共同教育研究施設、11の学内共同利用施設等を擁している。平成17年5月1日現在、1,732名の教職員のもと、7,038名の学部学生、914名の大学院生、44ヶ国、274名の外国人留学生在が学んでいる。また、21ヶ国、31大学14学部と国際交流協定を締結している。

### 2. 大学理念・目標

#### 2-1) 基本理念

琉球大学は、「自由平等、寛容平和」という建学の精神を継承・発展させて、「真理の探求」、「地域・国際社会への貢献」、「平和・共生の追求」を基本理念とする。

#### 2-2) 大学像

21世紀という地球化の時代を迎えて、本学の基本理念から出てくる大学像は、「地域特性と国際性を併せ持ち、世界水準の教育研究を創造する大学」であり、具体的には次の5点にまとめられる。

- 熱帯・亜熱帯の地域特性に根差した世界水準の教育研究拠点大学
- アジア・太平洋地域との交流を中心として世界に開かれた国際性豊かな大学
- 教育研究の成果を地域に還元しつつ、社会の発展のために貢献し連携する大学
- 沖縄の歴史に学びつつ、平和・寛容の精神を育み世界の平和と人類の福祉に貢献する大学
- 人類の文化遺産を継承発展させ、自然との調和・共生を目指す大学

## 2 - 3 ) 人材像

本学は、社会に対して有為な人材を育成することを高等教育の使命と認識し、普遍的価値を守る責任ある市民となるべき学生に対して優れた教育を行い、次の特性を有する人材を育成する。

地域及び広く社会に貢献する人材

国際的に通用する外国語運用能力と国際感覚を有し、国際社会で活躍する人材

意欲と自己実現力を有する人材

豊かな教養と専門性を併せ持ち総合的な判断力を有する人材

沖縄の歴史に学び、世界の平和及び人類と自然の共生に貢献する人材

## 2 - 4 ) 長期目標

本学の建学以来の伝統と基本理念に基づき、教育を重視する大学としての姿勢を堅持しつつ、世界水準の研究を推進する。また、地域社会や国際社会のニーズに応え、積極的に活躍する優れた人材を育成するために、本学はアジア・太平洋地域における卓越した教育研究拠点としての大学づくりを目指す。そのための長期目標を次のように定める。

世界水準の教育の質を保証し、21世紀の地球化に対応しうる大学を確立する。

地球化に対応するため、国際語としての英語による授業を重視する。基礎研究を重視しつつ、沖縄の地域特性を踏まえた世界水準の研究を戦略的に推進し特化させる。

地域及び国際社会に貢献し連携を推進するという建学以来の伝統を継承・発展させる。

資源を戦略的に配分する知のコーポレーションとしての大学運営を実現する。

## 3 . 沿革

### 3 - 1 ) 大学沿革概要

昭和 23 年 12 月 連合軍最高司令部の琉球局長ジョン・H・ウェッカリング准将は米国琉球軍

	政本部教育部長アーサー・E・ミード博士、沖縄民政府文教部長山城篤男氏と共に首里城址等を視察し、前教育部長スチュアート中佐の計画に基づき、ここに大学を設立することになった。
昭和 25 年 5 月	本学が、英語学部、教育学部、社会科学部、理学部、農学部及び応用学芸学部の 6 学部、1・2 年次あわせて 562 人の学生、44 人の職員で開学し、同日、第 1 回入学式を挙行。
10 月	琉球情報教育委員会(軍政府指令第 13 号)を設置。同委員会は琉球大学理事会としての機能も果たした。
昭和 26 年 1 月	琉球大学に関する基本法(琉球列島米国民政府令第 30 号)を制定。同基本法により琉球情報教育委員会は琉球大学理事会となった。
9 月	米軍教育審議会及び陸軍省の教育計画により、本学にミシガン州立大学教授団が派遣され、教育行政及び研究活動等に協力することになった。
昭和 27 年 2 月	琉球教育法(布令第 66 号)が制定され、布令第 30 号は廃止された。布令第 30 号によって設立された琉球大学の法人組織は琉球教育法中「第 14 章 琉球大学」の規定によって存続されることになった。
5 月	琉球大学大島分校を設置(昭和 28 年 12 月 25 日奄美大島の本土復帰により廃校)。
昭和 28 年 3 月	琉球大学第 1 回卒業式並びに修了式を挙行(卒業生 26 人、修了生 74 人)。
昭和 33 年 1 月	教育基本法、学校教育法、教育委員会法及び社会教育法の 4 教育関係法が民立法として制定された。ただし、琉球大学は布令第 66 号第 14 章により存続。
昭和 40 年 7 月	琉球政府立法院において、琉球大学設置法(昭和 40 年立法第 102 号)及び琉球大学管理法(昭和 40 年立法第 103 号)を制定。
昭和 41 年 7 月	琉球大学設置法及び琉球大学管理法により、本学は琉球政府立大学となり、管理機関として琉球大学委員会を設置。
昭和 43 年 6 月	昭和 37 年 7 月 6 日に締結されたミシガン州立大学との教育交流協約が終結したので、アメリカ合衆国政府保健厚生文部省と米国民政府の斡旋により米国諸大学との交流プログラムが設定された。
昭和 45 年 11 月	本学の国立移管について閣議で「琉球大学(琉球大学短期大学部を含む)はその教育組織等について必要な整備を図り復帰の際、国に移管し、国立大学とする。なお、新那覇病院については当該大学に附置するものとする」ことを決定。
昭和 47 年 5 月	沖縄の本土復帰により、琉球大学及び同短期大学部は、国に移管され国立大学となり、琉球大学附属病院は、琉球大学保健学部附属病院となった。
昭和 54 年 10 月	国立学校設置法の一部改正により医学部を設置(昭和 56 年 4 月 1 日医学科学生受入れ)。

昭和 56 年 4 月	熱帯海洋科学センターを設置（理学部附属臨海実験所の転換）。
昭和 62 年 5 月	教育学部に附属教育実践研究指導センターを設置。
昭和 63 年 4 月	医学部に附属地域医療研究センターを設置。
平成 4 年 4 月	鹿児島大学大学院連合農学研究科へ構成大学として参加。
平成 6 年 6 月	熱帯海洋科学センターと農学部附属熱帯農学研究施設を統合・転換し、全国共同利用施設として熱帯生物圏研究センターを設置。
平成 7 年 4 月	地域共同研究センターを設置。
平成 8 年 4 月	大学教育センターを設置。国際交流・留学生交流推進室を設置。
9 月	短期大学部を廃止。
平成 9 年 3 月	教養部を廃止。
平成 10 年 4 月	教育学部に附属障害児教育実践センターを設置。
	医学部附属の地域医療研究センターを廃止・転換し、沖縄・アジア医学研究センターを設置。
平成 12 年 5 月	産官学連携・協力推進サミット会議を開催。 開学 50 周年記念式典を挙行。
6 月	大学評価センターを設置。 第 1 回運営諮問会議を開催。
平成 13 年 11 月	琉球大学・ハワイ大学合同シンポジウムを開催。
平成 14 年 1 月	アジア太平洋島嶼研究センターを設置
4 月	農学部附属農場・演習林を転換し亜熱帯フィールド科学教育研究センターを設置。
10 月	アメリカ研究センターを設置
平成 16 年 4 月	国立大学から国立大学法人へとなった

### 3 - 2 ) 教育・研究組織沿革概要

	学部	大学院
布令による大学時代 昭和 25 年 5 月 22 日開学	英語学部 教育学部 社会科学部 理学部 農学部 応用学芸学部	
琉球政府立大学時代 昭和 41 年 7 月 1 日	文理学部 教育学部	

	農家政工学部 教養部 短期大学部	
国立大学（移管時） 昭和47年5月15日	法文学部 教育学部 理工学部 保健学部 農学部 教養部 短期大学部	
国立大学（現在）	法文学部 教育学部 理学部 医学部 工学部 農学部	人文社会科学研究科(修士課程) 教育学研究科(修士課程) 医学研究科(修士・博士課程) 保健学研究科(修士課程) 理工学研究科(博士前期・博士後期課程) 農学研究科(修士課程) 法務研究科(専門職学位課程) 鹿児島大学大学院連合農学研究科(博士課程)(構成大学)

#### 4. 大学組織

琉球大学は6学部、7研究科、1専攻科を擁する総合大学であり、全国共同利用施設である熱帯生物圏研究センターをはじめ、6つの学内共同教育研究施設、11の学内共同利用施設などがある。

4 - 1) 運営組織 (資料1 : 10/12 ページ)

4 - 2) 教育・研究組織 (資料2 : 11/12 ページ)

4 - 3) 教職員数 (平成17年5月1日現在)

学長 ..... 1名 (第14代 森田孟進)

役員（理事・監事）	7名
教授	297名
助教授	249名
講師	68名
助手	200名
教諭	47名
事務・技術等職員	863名
合計	1,732名

#### 4 - 4 ) 学生数（平成17年5月1日現在）

学部生	7,038名
大学院生（修士）	628名
大学院生（博士）	224名
大学院生（法務博士）	62名
専攻科	4名
合計	7,956名

### 5 . 評価の概要

琉球大学は、戦後の平和な社会建設の礎として「自由平等、寛容平和」の理想を建学の理念として掲げて昭和25年に開学し、地域社会と共存する大学を目標の一つとしている。地域社会の生活向上を目的とした公開講座等を実施してきた経緯があり、地域社会の改善に間接的に結びついている。そのため、本学では教育の改善が、主たる目的であり、ついで、地域と結びついた研究の改善が行われるべきである。また、長期的な展望にたって評価を行い、積極的な改善や意欲的な企画の成果を評価のポイントとして改善を促進する施策を講じる必要がある。評価制度は、地域社会への説明責任とよりよい教育・研究環境の改善に資するためにあるべきものであり、評価結果を管理手法に取り入れる場合も、「教育と研究のバランス」及び「地域社会の方向性と研究のバランス」に十分に考慮すべきと考えている。

#### 5 - 1 ) 評価理念

本学の「真理の探究」、「地域・国際社会への貢献」、「平和・共生の追求」

の理念に基づいて教育・研究・運営を行うとともに、社会的な説明責任に応え、更なる改善に資するために自己点検・評価を実施する。

#### 5 - 2 ) 評価対象

評価対象である研究（開発）戦略・制度等、研究（開発）課題、機関・部局、教員（研究者）等の業績について、評価時期・評価サイクルを特に設定していないが、機関・部局について、不定期ではあるが各学部等单位で自己点検・評価を実施している。

#### 5 - 3 ) 評価目的

評価の目的は、評価対象毎には設けられていないが、琉球大学自己点検・評価規則第2条で「自己点検・評価は、本学の理念・目的との関連において、大学、学部等における教育研究活動等を点検して自らが課題及び改善されるべき点を明らかにし、改善・改革へ向けた不断の努力を払い、本学における教育研究活動等の水準の向上及び活性化を図ることを目的とする。」と定めている。

#### 5 - 4 ) 評価組織

本学の評価組織は、評価対象毎には設けられていないが、本学の各理事を委員長とする「教育・学生支援に関する自己点検・評価委員会」、「研究・国際交流に関する自己点検・評価委員会」、「社会連携に関する自己点検・評価委員会」、「財務・施設管理に関する自己点検・評価委員会」、「管理運営に関する自己点検・評価委員会」を設置しており、この五つの自己点検・評価委員会の連絡調整会として、「琉球大学大学点検・評価連絡会」を設けている。前述の五つの自己点検・評価委員会と大学評価センター及び各学部等の自己点検・評価委員会とが連携して、本学の自己点検・評価を実施している。（資料3：12/12ページ）

### 6 . 評価の契機と沿革

琉球大学においては、平成11年9月から琉球大学自己評価委員会フォローアップ小委員会で、自己点検評価の実施状況を分析・検討し、自己点検・評価システムの問題点を洗い出す作業が行われた。その中で、自己点

検・評価の結果を改善につなげるシステムが確立されていないこと等が指摘され、その問題点克服のための視点に立ち「琉球大学評価センター」の設立が提言された。この提言を受けて、平成12年6月に、学内共同利用施設として「琉球大学大学評価センター」が設置された。

以来、当該センターは、各学部等に設置された自己点検・評価委員会等と連携を図りつつ、本学の自己点検・評価の充実に努めてきた。特に、平成11年度から15年度に実施された大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価、平成11年度に加盟した大学基準協会への対応については、当該センターが中心的役割を果たしてきた。

しかし、この評価体制では、評価作業が効率的でなく、十分な改善につながりにくいことから、平成16年度の法人化を契機に、同年7月に「琉球大学自己点検・評価規則」と「琉球大学大学評価センター規則」の改正を行い、各理事の下に五つの自己点検・評価委員会を設置し、評価の実践組織とした。また、大学点検・評価連絡会を設け、五つの自己点検・評価委員会間の連絡調整を図るとともに、大学評価センター及び各学部等の自己点検・評価委員会が連携して評価を実施する体制にした。

## 7. 評価の特徴

### 7-1) 評価の全体像について

琉球大学では、研究拠点形成、中期計画を踏まえた全学的見地からの戦略的な定員配置、資源配分を実現するために、「研究推進戦略室」を設置(平成15年2月)し、地域特性や研究動向、研究成果の評価等を踏まえた学部横断型の研究プロジェクトチームの編成等、戦略的研究を調査、企画、推進している。また、大学の個性化に向けた研究をサポートしていくために研究体制に合った評価を導入し、戦略目標のマネジメントサイクルの確立を目指している。

### 7-2) 個人業績評価について

全学的な個人業績評価の実施には至っていない。各学部で大学評価・学位授与機構の基準に基づいて試験的に実施している。自己申告で提出させた成果に基づいて評価が試行されたが、地域社会貢献のような大学評価・学位授与機構の基準で評価しにくい業績に対して問題があった。また、評価に際し、研究貢献と社会貢献について明確な線引きが困難なケースがあり、そのような活動をどんな評価軸で評価していくのか問題となった。



社会に対する説明責任を果たしてゆくという点からも、質の良い評価システムを導入する必要があるが、評価活動に対する教員側の意識改革には時間がかかると考えている。

#### 7 - 3 ) 研究費の傾斜配分への対応について

教育活動に関する評価システムについては議論になっていないが、研究活動に関する評価についてはインセンティブ経費の措置などを検討し、効果的な評価活動を目指している。経費の財源は、研究活動のアクティビティに応じて基盤経費からプールする予定である。研究活動については、基盤的研究、戦略的研究の2本立てで推進していく予定であるが、研究者個人の評価というよりも、研究グループまたは研究組織などの単位での評価を実施する予定である。

#### 7 - 4 ) データベースについて

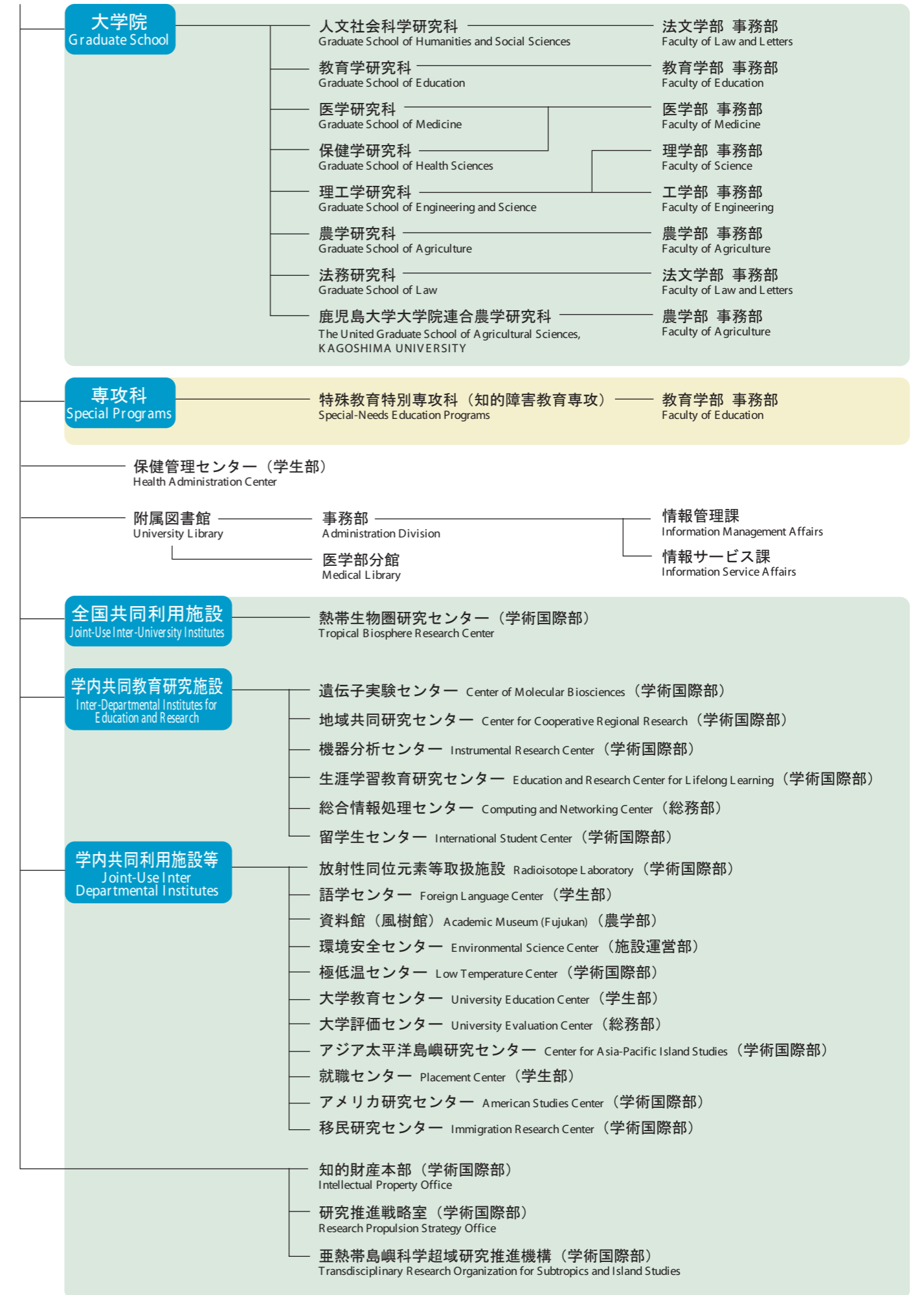
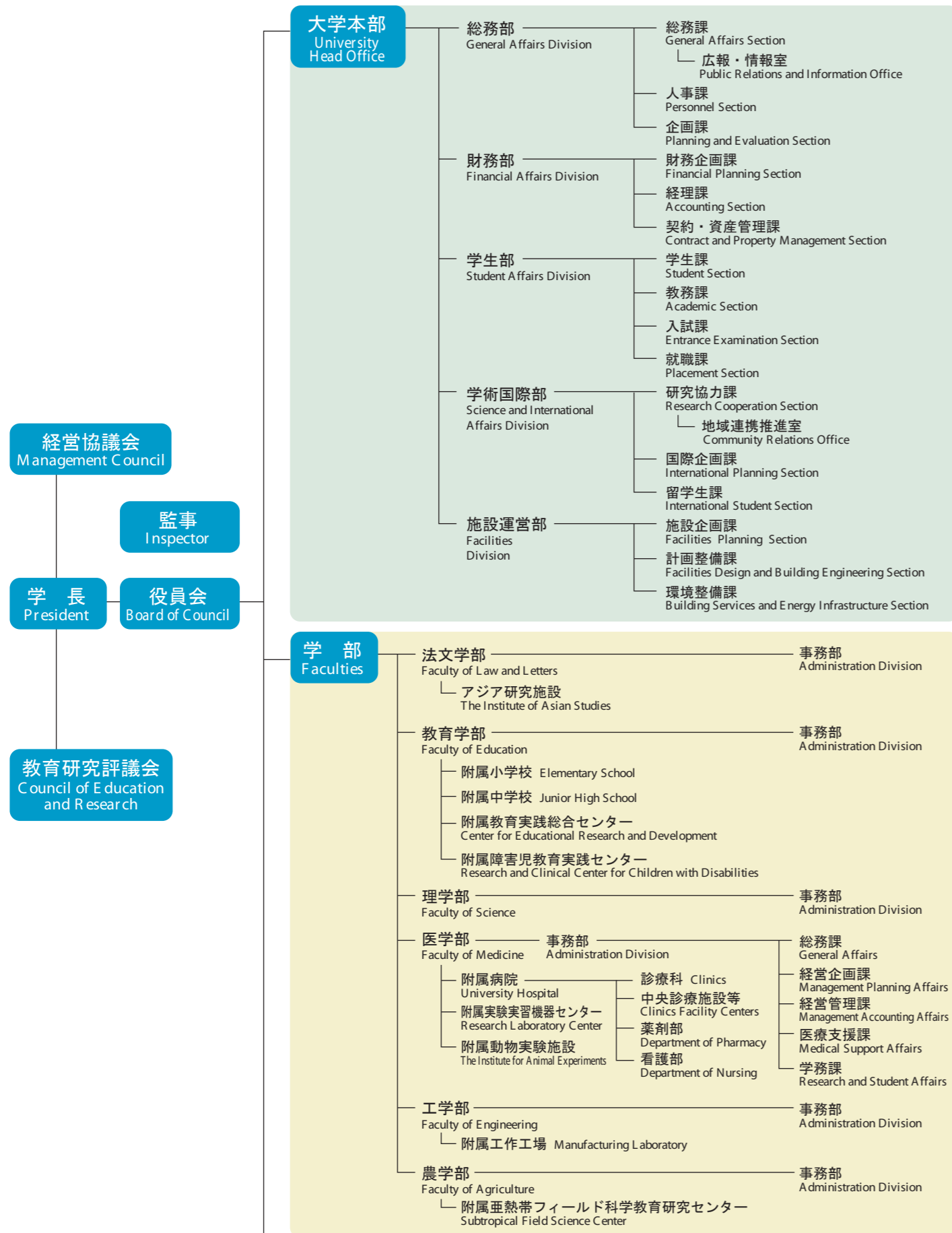
平成17年度から、教員の研究活動、教育活動、アドミニストレーション活動、社会貢献活動等に関するデータベースを構築中である。

### 8 . 評価活動に関する課題

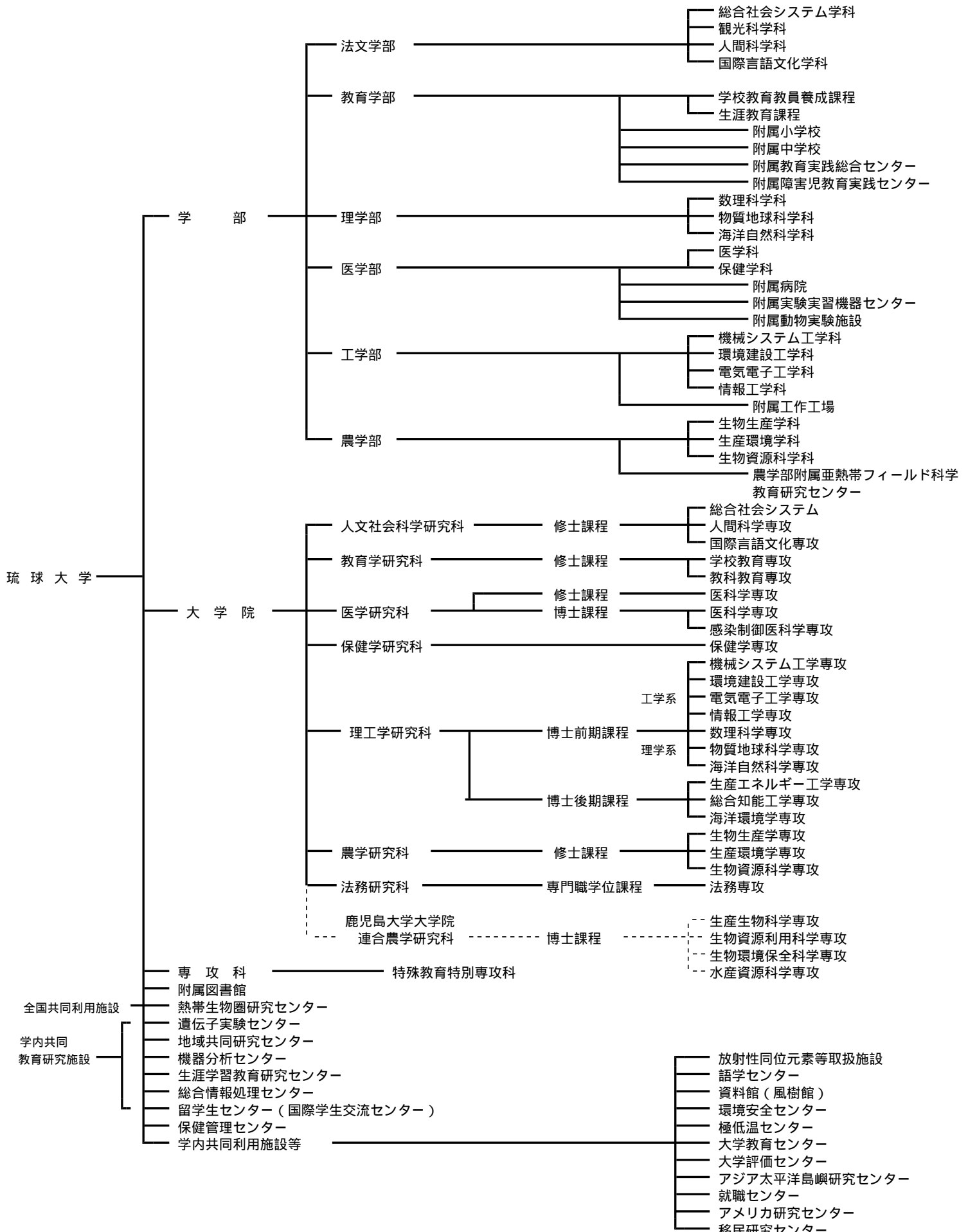
- 1 ) 評価に従事する教職員が併任の場合が多く、長期的な展望に基づく評価の実施が困難であり、専任職員の配置が課題である。
- 2 ) 教員等の業績の評価は、各教員にとってマイナスイメージが強く、ポジティブな評価を通して教員等の業績の評価に対する教員の意識改革を進めることが必要であると思われる。そのためのインセンティブ経費の確保も課題である。

# 運営機構図

## Administrative Structure Chart



教育・研究組織



# 資料3

